

平成26年10月6日改正の

「松江市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下条例という）」  
および「松江市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下規則という）」から、  
し尿処理手数料の納入通知書による納付関係を抜粋したもの

## 1. 改正条例の該当部分

（手数料等の納付方法）

第18条 略

2 別表第1の2に定めるし尿処理手数料については市長の発行する処理券により納付しなければならない。ただし、国、公共団体又は市長が認定する者が納付する場合は、市長の発行する納入通知書により納付することができる。

## 2. 改正規則の該当部分

（手数料の納付方法の認定申請等）

第6条の2 条例第18条第2項に規定する市長の認定を受けようとする者は、し尿処理手数料納付方法認定申請書（様式第1号の4）を市長に提出しなければならない。

2 条例第18条第2項の認定は、次の要件を満たす者について行うものとする。

(1) 法人であること。

(2) 主たる事務所の所在地以外にし尿処理対象施設（仮設を含む。）が複数あること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、適正な納付のために必要なものとして市長が定める基準を満たすこと。

3 第1項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 対象施設の位置図

(2) 法人の登記事項証明書

4 市長は、第1項の規定による申請に対しこれを認定したときは、し尿処理手数料認定事業者通知書（様式第1号の5）を交付する。

5 前項の規定により認定を受けた事業者は、認定を受けた事項について異動があったときは、速やかにし尿処理手数料認定事業者異動届（様式第1号の6）を市長に提出しなければならない。

6 市長は、次の各号に該当するときは、し尿処理手数料認定事業者取消通知書（様式第1号の7）を交付し、認定を取り消すことができる。

(1) 第2項の基準を満たさなくなったとき。

(2) し尿処理手数料を納期限までに納付しなかったとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が認定の取消しが必要と認めたとき。